

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	自立支援医療給付（更生医療）の支給認定		
根拠法令及び条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律平成17年11月7日法律第123号）第52条		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】(審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条 別紙のとおり 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第29条 別紙のとおり 自立支援医療費の支給認定について（H18.3.3障発0303002号厚生労働省・援 護局障害保健福祉部長通知） 上記通知は、担当課に据え置く		
審査基準 設定年月日	平成18年10月1日	審査基準 最終変更年月日	平成 年 月 日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(60日) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成18年10月1日	標準処理期間 最終変更年月日	平成 年 月 日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五十四条 市町村等は、[前条第一項](#)の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、[戦傷病者特別援護法\(昭和三十八年法律第百六十八号\)](#)又は[心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律\(平成十五年法律第百十号\)](#)の規定により受けられるときは、この限りでない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第二十九条 [法第五十四条第一項](#)の政令で定める基準は、支給認定([法第五十二条第一項](#)に規定する支給認定をいう。以下同じ。)に係る障害者等([法第二条第一項第一号](#)に規定する障害者等をいう。以下同じ。)及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの(以下「支給認定基準世帯員」という。)について指定自立支援医療([法第五十八条第一項](#)に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度)分の[地方税法](#)の規定による市町村民税の[同法第二百九十二条第一項第二号](#)に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員(当該障害者の配偶者を除く。)の扶養親族([地方税法第二十三条第一項第八号](#)に規定する扶養親族をいう。)及び被扶養者([健康保険法](#)、[船員保険法](#)、[国家公務員共済組合法](#)(他の法律において準用する場合を含む。))又は[地方公務員等共済組合法](#)の規定による被扶養者をいう。)に該当しないときは、[前項](#)及び[第三十五条第二号](#)から[第四号](#)までの規定の適用([同条第三号](#)及び[第四号](#)に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。)については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。